

外国人労働者を考える

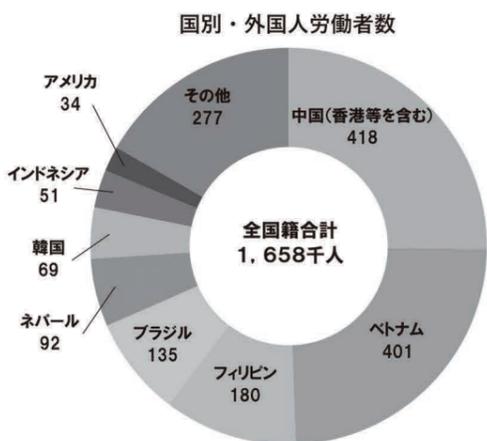


●外国人労働者は増加傾向

国内における外国人労働者は年々増加しており、平成26年10月末で78万人、平成元年10月末が165万人と5年間で2倍以上増加しており、この傾向は平成19年に外国人労働者の雇用に届出が義務化されて以降、毎年続いていきます。国籍別では中国が最も多く41万人、次いでベトナムの40万人、フィリピンの18万人の順となっています。

また、在留資格別では、「永住者等」が最も多く、次いで「技能実習生」「留学生によるアルバイト」の順になっています。

ちなみに令和元年の北海道における外国人労働者数は、4,944事業所で2万5千人弱です。また、令和元年9月末に小樽市が調査した労働実態調査（対象285事業所）では、市内の外国人労働者が93人、その殆どが技能実生で、80%以上が製造業で働いています。国籍別ではベトナムが54%、次いでミャンマーが19%、中国が16%の順となっています。



人口の減少、少子高齢化の問題を抱える私たちの国で、働き手である年齢層が徐々に減ることは、中小企業にとつては最大の経営課題であり、これを補う外国人労働者の受け入れの期待と関心がこれまでになく高まっています。日本の総人口は10年ほど前から減少し、このままいくと、2050年には、9,000万人を割り込むと予想されています。平成28年6月、国は高齢者や女性など、国民誰もが活躍できる「一億総活躍社会」を目指した取り組みを開始しましたが、人口が減り続ける状況においては限界があります。今後、日本が人口増加に転じる可能性は極めて低く、人口減少を前提に社会経済を考えていくことが求められています。

●生産年齢人口が急減

少子高齢化で高齢者は増え、働き手の中心となる生産年齢人口(15〜64歳)は、国の年齢別人口統計調査を見ても、急速に減ることが判っており、外国人労働者に期待が集まっています。

●入管法の改正で雇用促進?

そもそも外国人が日本で暮らすには「在留資格」が必要になります。外国政府の大使なら「外交」、大学教授なら「教授」といった在留資格です。平成31年4月の「入管法」改正で、その資格に新たに設けられたのが「特定技能」です。外国人は、これまでも日本で働くことができましたが、基本的に専門分野に限定されていました。新たに「特定技能」という在留資格が設けられたことで、一般的な仕事が可能になりました。対象は製造業、外食、宿泊、ビルクリーニング、農業など14業種。最長5年間、日本で働くことができ、試験に合格すると永住の道が開け、人手不足の中にあつて大きな期待が寄せられており、企業に徐々に浸透しつつあります。

また、在留資格の一つに技能実習があります。これは、日本で産業技術を学び、母国に帰つて役立ててもらおうというもので、目的は国際協力です。実際には日本の人手不足を補うための労働力の確保になっています。令和元年10月末時点で技能実習生は約38万人い

令和元年10月時点の同人口は、7,507万人(総務省)。これが国立社会保障・人口問題研究所の推計によると2040年には約6,000万人と20年間に1,500万人も減る計算です。今の北海道の人口(約528万人)の3倍弱の人がいなくなるようになります。

日本商工会議所が平成30年6月に発表した「人手不足等への対応に関する調査(全国2,600社を対象)」によると、6割強が「人手が足りていない」と回答。4年連続悪化しています。こうした中、外国人労働者を受け入れる企業は増えているものの、これまでの受け入れ制度では、教育関係や医療芸術、介護など11の専門分野に限られた業務でしか受け入れられず、改善してほしいと訴える声が相次ぎ、技能実習生についても、在留の年数が3年と短く、仕事を覚えたとしたら、期限で帰ることになりもう少しこのまま日本で働いてほしいといった要望が多くありました。

労働者として雇う制度ではないため、待遇面などに問題があり、失踪してしまうケースなど社会問題になっていました。特定技能はこのような問題をなくするため、正規の労働者として来日してもらうことを目指しています。技能実習生として3年間、日本にいた人は無試験で特定技能の在留資格に移行できる仕組みも設けられました。日本で特定技能を持つ外国人の多くはこの移行者になります。

●在留資格とは?

外国人が日本で長期にわたつて生活をするために必要な資格で、法務省(入国管理局)に申請して取得できます。「在留資格」には33種類があり、大きく「活動類型資格」と「地位等類型資格」の2つに分けることができます。

・活動類型資格

外国人がそれぞれ定められた活動を行うことによつて日本に在留することができる資格です。

例えば「英会話の教師」「大学で学ぶ」など、日本でどのような